

事件番号 平成18年（ワ）第8280号 霊璽簿からの氏名抹消等請求事件
次回期日 2007年（平成19年）4月10日 午前11時00分
原告 菅原龍憲 外8名
被告 靖國神社 外1名

原告第10準備書面

（原告西山誠一が父の合祀によって被っている精神的苦痛）

2007年4月1日

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井上二郎（代表）

弁護士 加島宏（事務局）

外 8 名

（記名捺印欄 別紙）

記

1 原告西山誠一の経歴

原告西山誠一（以下、本稿では原告という）は、1931年（昭和6年）1月7日、西山政勇の子として誕生した。1946年（昭和21年）3月、旧制中学3年を終了して中退し、以後現在まで家業としての農業に従事している。

原告は青年期に浄土真宗に帰依し、1978年（昭和53年）に東本願寺（真宗大谷派）において得度式を受け、真宗大谷派の僧侶となり、1998年（平成10年）には大谷専修学院（京都）へ入学し、一年間本願念仏の教えに学んだ。

2 戦没者である父の経歴

原告の父西山政勇は、陸軍山砲兵として日中戦争に従事し、1938年（昭和13年）5月12日、徐州付近の戦闘に於いて胸部貫通銃創を受け、同年6月20日、金沢陸軍病院へ転送された。その後1939年（昭和14年）2月17日、東京臨時第一陸軍病院へ転送され、1940年（昭和15年）3月27日、死亡した。

原告の父西山政勇自身、浄土真宗の門徒である。

3 合祀の事実

1940年（昭和15年）3月27日に大日本帝国軍人として死亡した原告の父は、1942年（昭和17年）10月14日、被告靖國神社に合祀された。合祀の通知は、被告靖國神社から原告の母に届き、その合祀祭には原告の母と祖父が参列した。

4 原告の信仰

戦時中の少年時代は、原告もいわゆる軍国少年であった。

然し戦後、原告は、浄土真宗の教えに触れることによって、戦死は決して名誉でも誇りでもなく、靖國神社に祀られることは、有難いことでも何でもないことを知った。幼くして父を失って遺児となったことは被害であるが、被告靖國神社に祀られて誉め称えられていることは、それにもましての被害である。総理大臣が参拝しても天皇が参拝しても、原告にとっては何も有難いことではない。

原告は青年時代に真宗大谷派（東本願寺）の仏教青年会に入会し、その後、真宗大谷派の同朋会運動に参加して大谷派の現代教学を学んだ。特に戦争と平和の問題を真宗に学び、日本国憲法の大切さを知ると同時に過去の戦争の加害・被害共にその責任を痛感するに至った。先の戦争は日本国民に被害を生んだ反面、日本国民は加害者でもあった。如何なる戦争にも、戦争に正義はない、戦争に敗けて得たものはただ一つ、それは憲法9条であると、原告は考えるに至った。

大谷派教団^(注1)も戦時中は戦争に協力した。教団は戦没者への賞典として『院号法名』を無償授与した。原告はそれもまた戦争協力であると考え、その反省と慚愧から『院号』を教団へ返還している。

浄土真宗の教えでは、人間の最終目的は「成仏」^(注2)である。宗祖親鸞聖人は「念仏成仏これ真宗」（『浄土和讃・大^{だい}経^{きやう}意^のこころ』）と教えている。神道においては人間の願い、「家内安全」「無病息災」「合格」「安産」「五穀豊穰」「商売繁盛」「鎮護国家」等すべて人間の欲望の対象が神であるのに対し、仏

(注1) 浄土真宗という宗教には、原告の所属する真宗大谷派（東本願寺）や、浄土真宗本願寺派（西本願寺）などの幾つかの教団がある。

(注2) 「成仏」とは、「道に目ざめた人と成る」という意味。神道の「神」のように、人間の欲望に応える力を備えた存在と成ることではない。

はこれら人間の願（欲望）は迷いであると教える。人間の迷い、欲望は死ぬまでなくなるとの原告の考えからすれば、原告としては、父が靖國神社の神と祀られていることが許せない。

神は人間の願（欲望）にこたえるはたらきがあるとされる。仏は仏の方から人間に願われている「本願」のはたらきがある。神と仏の働きは全く逆方向で、神は人間の願いに応える働き・仏は仏から人間に願われている働きである。原告としては、父がそのように神と祀られ、囚われていること自体が許せないのである。

しかも、被告靖國神社に合祀されることは、戦没者を「鎮護国家」の神とするものであり、原告としてはこの点がさらに許せないものである。

このような方法で「国を護る」という観念を普及宣伝することは、他国への攻撃もやむなしとする精神土壌を形成するものであり、原告としてはこの点でも被告靖國神社のあり方を到底許せない。原告は自らの信じることにしたが、「反戦」「平和」の運動に従事し、また憲法9条を守る運動を行ってきた。そのような原告の信条からすれば、被告靖國神社が現在まで戦争犯罪的性格を色濃く残していることをとうてい許しえない。

5 合祀拒否の事実

2006年（平成18年）8月3日、原告は被告靖國神社に対して、父西山政勇の記録を霊璽簿から抹消するよう求めた。しかし、同被告は同年8月16日付文書で、「貴意に添い難」と申し入れを拒否してきた。

6 原告の苦痛

原告は次のような思いを強く持っている。

「『国のための死』は『国の間違った戦争のための死』と言い直すべきである。いかなる戦争も、正しい戦争はない。間違った戦争での戦死は、悲しみと

傷みと悔しさだけが残し、この悲しみを無にしないためには、戦争を繰り返さないことしかない。殺されても戦争をしない覚悟が必要である。戦没者に応える道は再び戦没者を生み出さないことしかない。その意味では今の日本国憲法の前文や9条は戦没者の遺言であり、本当に戦没者を追悼するならば日本国憲法9条に礼拝すべきである。」

原告のこのような思いからすれば、被告靖國神社はかつての間違った戦争を正当化し、戦死を賛美するところの、将来の戦争になくってはならない施設であり、戦争犯罪的施設である。

宗教法人『靖國神社』の目的に「本法人は明治天皇の宣らせ給うた“安国”の聖旨に基き、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、神道の祭祀を行い、その神徳をひろめ、本神社を信奉する祭神の遺族その他の崇敬者を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務を行うことを目的とする」とあるが、靖國神社を信奉しなかった原告の父の立場のようなものにとっては、祭神とされたことは“安国”に奉仕する永遠の奴隷とされたものであり、靖國神社を信奉しない遺族は、靖國神社は切り捨てることは出来ても祭神とされたものを切り捨てることは出来ないジレンマに落ち入り、地獄の苦しみを受ける。

原告は祭神を解放し、この苦しみから逃れる自由を強く求めるものである。

以　上